

税理士事務所の移転に伴う成年後見登記の変更に係る証明書類の請求について

日本税理士会連合会

家庭裁判所により選任された成年後見人等である税理士が、成年後見登記における成年後見人等の住所を税理士事務所の所在地としている場合に、事務所移転に伴う住所変更の登記を行うには、関係法令に基づき、①成年後見人等として登記されている税理士の氏名、②事務所の移転日、③新旧事務所の所在地を証する書類を添付する必要があります。

当該証明書類については、当会の「個人情報の保護に関する規程」第20条に基づき、「税理士登録以後の自己の事務所の変遷」について情報開示請求を行っていただき、これに応じて交付された書面が該当します。

については、当該書面を必要とする方は、当会ホームページ会員専用サイト (<https://www.nichizeiren.or.jp/member/data-library/adultguardian/gurdian/>) に記載の請求手続きをご参照のうえ、情報開示請求を行ってください。

なお、税理士法人が成年後見登記における成年後見人等の住所を変更する場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付すれば足りしますので、情報開示請求は不要です。

【留意事項】

本取扱いに関連して、法務省民事局から次の点に留意するよう求められておりますので、あらかじめご承知おき願います。

- ・事務所所在地から住民票上の住所への変更登記、住民票上の住所から事務所所在地への変更登記申請は認められません（仮に、裁判所書記官から、嘱託書の記載に誤りがあつた旨の事務連絡があれば、職権更正には応じられる場合があります。）。また、事務所所在地を住所として登記している場合で、税理士業を廃業したが、成年後見人等ではあり続ける場合、住所変更にもとづく変更登記申請は認められません。
- ・事務所所在地が住所として登記されたとしても、法律の解釈上、住所とはあくまで生活の本拠（住民票上の住所）であることに変わりはありません。したがって、「〇〇事務所」の部分は、その記載を削除して登記します。
- ・任意後見契約の受任者及び後見人については、家庭裁判所により選任されるものではないため、事務所所在地を住所として登記することはできません。
- ・事務所所在地を住所として登記した場合、オンライン申請の際に添付する公的個人認証上の住所と登記された住所が異なることになる結果、申請を却下することになるため、事実上オンライン申請はできないことになります。

【参考条文】

個人情報の保護に関する規程

（開示）

第20条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しない場合にその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求を受けた場合は、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法がある場合は、当該方法）により、遅滞

なく当該保有個人データを開示する。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないこととする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法により、当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項の規定は適用しない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第24条 保有個人データの開示等の求め又は請求（以下「開示等の請求等」という。）を受け付ける方法は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開示等の請求等の申出先

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
日本税理士会連合会会長

- (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式その他の開示等の請求等の方式

別添様式のとおり

- (3) 開示等の請求等をする者が本人であることの確認の方法

受付窓口において開示等の請求等に応じる場合には、次に掲げるイ又はロの書類により、本人確認を行うこととする。ただし、書面の送付によりされた開示等の請求等に応じる場合には、これらの書類の写しの提出を受けることにより本人確認を行う。

イ 税理士証票、運転免許証、旅券、特別永住者証明書、個人番号カードなどの官公庁等が発行した顔写真付き本人確認書類 いずれか1点

ロ 健康保険被保険者証、年金手帳などの官公庁が発行した顔写真のない本人確認書類 いずれか2点

- (4) 第3項の規定に基づき代理人による開示等の請求等に応じる場合、前号に掲げる書類により代理人自身の本人確認を行うほか、それぞれ次の方法により代理人であることを確認する。

イ 法定代理人である場合 請求の日前30日以内に交付された戸籍謄本その他資格を証明する書類（戸籍抄本、住民票の写し、登記事項証明書、家庭裁判所の証明書）の提示又は提出

ロ 本人が委任した代理人である場合 本人の実印が押印された委任状及び請求の日前30日以内に交付された印鑑証明書の提示又は提出

- (5) 手数料の徴収方法

開示に伴う手数料については、保有個人データが記録されている個人情報データベース1件あたり1,200円を徴収する。

この場合、窓口において現金で徴収するか、本会の普通預金口座を教示し振り込みによることで受領する。

2 開示等の請求等に対しては、本人に対し、開示等の請求等の対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を

することができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとることとする。

3 次の各号に掲げる代理人による開示等の請求等に応じることとする。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

4 開示等について措置する場合、所定の様式により個人情報保護管理者の決裁を受けて開示等を行うこととする。なお、個人情報保護管理者は定期的に又は必要に応じて会長ほか役員に対して開示等の請求等の件数又は概要を説明する。